

住宅の応急修理制度

☎ 建築指導課審査担当 ☎23-8057

詳しくは、問い合わせください。

◆対象(判定区分は1ページを参考)

「準半壊」以上の被害を受けた住宅で、そのままでは住むことができない状態にあり、必要最小限度の修理を行うことで避難所への避難を要しなくなる世帯(自らの資力では修理を行うことができない人が対象)

◆対象の工事

住宅の居室、台所、便所など、生活に欠かせない部屋のうち、次の①～④に該当する修理

①屋根、柱、床組、外壁、基礎などの応急修理②ドア、窓などの開口部の応急修理③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理④衛生設備などの応急修理

◆工事費の限度額

「大規模半壊・中規模半壊・半壊」の被害を受けた住宅:65万5千円

「準半壊」の被害を受けた住宅:31万8千円

※修理費用は、市が修理した業者へ直接支払います。被災された人への支払いはありません。

※限度額を超えた額は、自己負担となります。

◆応急修理の完了期限

令和4年10月14日(金)

◆申請場所

建築指導課(市役所東庁舎3階)または各総合支所地域振興課

応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の提供

☎ 建築住宅課住宅担当 ☎23-2108

詳しくは、問い合わせください。

◆対象(判定区分は1ページを参考) 次の①～④のいずれかに該当し、かつ自らの資力では住家を得ることができない人(被災住家のほかに居住できる住家がある場合は対象外)①災害により住宅が全壊、全焼または流出し居住する住家がない人②「半壊」(「中規模半壊」および「大規模半壊」を含む)であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない人③当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害などにより住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路など)が途絶えている、地すべりなどにより「避難指示等」を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない人④応急修理制度を利用する被災者のうち、修理に要する期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれるものであって、②に該当する人

◆供与期間 ①～③:入居時から最長2年

④:災害発生から最長6カ月

◆申請場所

建築住宅課(市役所東庁舎3階)または各総合支所地域振興課

大崎市住宅等災害復旧事業

☎ 建築住宅課住宅担当 ☎23-2108

事前に相談してください。

◆対象事業

①被災住宅復旧事業(対象工事費の10%・限度額20万円)

・被災住宅の補修に要する経費、被災住宅の解体撤去に要する経費、被災住宅に代わる住宅の建築または購入に要する経費

②被災宅地復旧事業(対象工事費の10%・限度額20万円)

・被災宅地の復旧に要する経費

③基礎のかさあげ(基礎の立ち上がり80cm以上とする場合)(対象工事費の50%・限度額100万円)

・基礎のかさあげに係る経費

④敷地の盛土(被災前の地盤の高さに50cm以上の盛土)(対象工事費の50%・限度額100万円)

・住宅の敷地の盛土に係る経費

⑤安全な区域への住宅の新築(対象工事費の10%・限度額100万円)

・住宅の新築に係る経費、土地の購入に係る経費

⑥安全な区域の住宅の購入(購入経費の10%・限度額100万円)

・住宅の購入に係る経費、土地の購入に係る経費

◆補助対象要件(次の要件を全て満たす人)

| 要件 | 事業 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|--|--|---|---|---|---|---|---|
| ① 被災住宅または被災宅地の所有者 被災住宅の所有者が居住していない場合で、所有者から本事業実施の同意を得た被災住宅の所有者の配偶者等 | ② 災害救助法による住宅の応急修理制度による救助を受けていないこと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ③ 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援制度の加算支援金の支給を受けていないこと | ○ | ○ | | | | |
| | ④ 住宅等災害復旧事業を行う住宅に居住していること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑤ 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のり災証明の交付を受けている人 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑥ 市内に住所を有し、事業の完了後も市内に住所を有する人 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑦ 工事費用が10万円(消費税相当額を除く)以上であること | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ⑧ 工事が申請した年度の3月20日までに終わること | ○ | ○ | | | | |
| | ⑨ 工事が申請した年度の3月20日または申請日から1年以内に終わること | | | ○ | ○ | ○ | ○ |

◆申請場所

①②:建築住宅課住宅担当(市役所東庁舎3階)または各総合支所地域振興課、③④⑤⑥:建築住宅課住宅担当(市役所東庁舎3階)

令和4年7月豪雨に係る被災者支援情報

被災状況写真は、必ず撮影してください

このたびの豪雨により被災された皆さまに対し、心からお見舞いを申し上げます。皆さまが一日も早く安全・安心な生活を再建できるように、努めてまいります。

大崎市長 伊藤 康志

■判定の目安(住家全体の被害状況により総合的に判断)

| 浸水の程度 | 判定 | 参考 |
|-----------------|-------|--------------------------|
| 床上1・8m以上の浸水 | 全壊 | 住家に係る外壁や建具の損傷程度も併せて確認します |
| 床上1m以上1・8m未満の浸水 | 大規模半壊 | |
| 床上0・5m以上1m未満の浸水 | 中規模半壊 | |
| 床上0・5m未満の浸水 | 半壊 | |
| 床下浸水 | 一部損壊 | |

り災証明書・被災証明書

☎ 税務課家屋担当 ☎23-2148

り災証明書は、住家(居住のために使っている建物)の被害程度を証明するものです。被災した人からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき、被害の程度を証明します。

り災の程度は、一棟ごとに母屋で判断し、被害の程度により「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「一部損壊」に判定します。

※被害状況によっては、「準半壊」と判定される場合があります。

被災証明書は、居住していない建物や家財、自動車などの被害について、被災状況写真などにに基づき、被害の事実を証明します。

※被害状況の調査は、現地調査または写真で行います。

◆申請期限

令和4年8月31日(水)

◆持参するもの

本人確認ができるもの(運転免許証など)、被害を確認できる写真2～3枚、またはデジタルカメラ・携帯電話で撮影した画像を持参

※被害の水位が確認できるように、メジャー・定規などで床からの高さを示して撮影してください。

◆申請場所

税務課(市役所本庁舎3階)、または各総合支所市民福祉課税務担当

自動車の無料レンタルサービス

☎ 一般社団法人日本カーシェアリング協会

☎070-1159-3443

まちづくり推進課公共交通担当 ☎23-5069

豪雨で自身の車が動かなくなってしまった人、片付けに軽トラックなどが必要な人に対し、自動車貸し出しサービスを提供しています。

◆貸出期間

令和4年9月30日(金)まで

◆貸出自動車

▶ 予約専用ウェブサイトQRコード



・軽自動車、普通自動車 長期(1カ月ごとの更新)で利用可能

・軽トラック 最長2日単位、期間中、何度でも利用可

◆貸出場所

場所 旧大崎中央公民館(大崎市古川北町5-5-2)

時間 9時～17時(17時までに返却)

◆貸出条件

①免許証の提示②携帯電話を所有している③被災したことが証明できるもの(り災・被災証明書や写真など)を所有している

※条件を満たさない人で利用を希望される人は、協会に相談してください。

◆申請方法(事前予約制)

電話(☎070-1159-3443:時間9時～17時)または予約専用ウェブサイトで、必ず事前に予約してください。

※台数に限りがあり、予約状況によっては貸し出しまで日数がかかる場合があります。

水道料金・下水道等使用料の減免

☎ 大崎水道サービス(株)お客様センター

☎0120-366-171

令和4年8月請求分の水道料金・下水道等使用料を、次のとおり減免します。

◆対象

豪雨災害により、り災証明書の発行を受けた大崎市の水道および下水道の使用者

◆減免割合

住家の被害判定が、全壊・大規模半壊・中規模半壊、半壊は全額減免。準半壊、一部損壊は2分の1減免

※り災証明書の発行を受けた人は、手続きの必要はありません。

教科書等の再支給

☎ 学校教育課学事担当 ☎72-5033

豪雨により、紛失や使用できなくなった教科書や文房具・通学用品(限度額あり)を再支給します。

◆申請期限

令和4年8月31日(水)

◆持参するもの(紛失以外の場合)

使用ができなくなった教科書や文房具・通学用品(り災証明書の写し)、または写真や画像など被害の確認ができるもの

◆申請場所

学校教育課(岩出山総合支所2階)、地域交流センター(あすも)、各教育委員会支所